

令和2年第2回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第2日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和2年6月18日（木） 午前11時21分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第105号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 上村正朗君 |
| 3番 | 富樫雅男君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 鈴木いせ子君 | 6番 | 鈴木一之君 |
| 7番 | 長谷川孝君 | 委員長 | 大滝国吉君 |
| | 副委員長 | | 小杉武仁君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 大滝国吉君 | 渡辺昌君 | 川村敏晴君 |
| 姫路敏君 | 菅井晋一君 | 高田晃君 |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|------------|--------------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 税務課長 | 長谷部俊一君 |
| 市民課長 | 八藤後茂樹君 |
| 環境課長 | 田中章穂君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課国保室長 | 佐藤克也君（課長補佐） |
| 同課健康支援室長 | 志田淳一君（課長補佐） |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 山田美和子君（課長補佐） |
| 同課介護保険室副参事 | 近藤知子君 |
| 福祉課長 | 木村静子君 |
| こども課長 | 中村豊昭君 |
- 10 議会事務局職員
- | | |
|----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 書記 | 菅井洋子 |

（午前11時21分）
特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には市民厚生常

任委員長、副分科会長には市民厚生常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（長谷川 孝君）市民厚生分科会の開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第2 議第105号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）についてのうち市民厚生分科会所管分を議題とし、予算付託表記載順に担当課長（介護高齢課長 小田正浩君、保健医療課長 信田和子君）から歳入についての説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第16款 県支出金

（説明）

介護高齢課長 それでは、歳入のほうだが、7、8Pを御覧ください。16款県支出金、2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄の1、介護基盤整備事業費補助金3,345万円であるが、介護療養型医療施設等転換整備支援事業費補助金として、介護医療院へ転換整備を行う介護療養型医療施設1事業所、これ山北徳洲会病院となるが、その30床分、3,345万円の追加となる。単価については、1床当たり111万5,000円掛ける30床の計算となる。介護療養型医療施設等転換整備支援事業費については、平成30年4月から始まった介護医療院へ転換整備を行う事業に対する補助金である。山北徳洲会病院は全体で120病床あるが、令和3年4月に介護療養医療施設から30床、医療療養病床から30床の合計60床を介護医療院に転換する予定である。なお、医療療養病床から30床の介護医療院への転換については、県からの直接補助になる。以上だ。

第21款 諸収入

（説明）

保健医療課長 それでは、21款諸収入、5項2目1節保健衛生費受託収入、説明1の後期高齢一体的事業受託収入の1,485万5,000円の追加計上については、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に係る後期高齢者広域連合からの受託収入である。国では、本年度から5年間で全市町村展開を目標としている事業であって、補助率は10分の10である。事業内容の詳細が示されたのが2月であったために、当初予算への計上ができずに今回の計上とさせていただいたものである。本事業については、保険者や制度の枠を超えて両者を一体的に進めていこうというものであって、事業の企画調整のほか、高齢者への生活習慣病重症化予防の個別支援や通いの場等を活用したフレイル予防などを関係機関等と連携し、取り組むものである。

歳入

第16款 県支出金、第21款 諸収入

(質 疑)

鈴木 好彦 私この委員会初めてなので、全く分からない部分あるかと思うが、素人に付き合うということでちょっと勘弁してもらいたいのだけれども、この介護療養型医療施設等転換整備支援事業、これ1床当たり100万円ちょっとかかっているのだけれども、具体的にはどんな内容で進められるものか。

介護高齢課長 今は、介護療養型の病床群とって介護施設なのだけれども、この療養型というのを第8期までの間に療養型そのものを転換しなければならないという国からの計画なのだ。それで、今まで延期、延期で来たのだけれども、今回ばかりは本気かどうか、延期はないだろうということで、8期の終わりまでに療養型病床群というものなのだけれども、その辺を介護医療院のほうに転換をしていかねばならないという事業であって、今回については、山北の徳洲会さんがその転換を今年度の終わりまでに転換させて、来年の4月からオープンしていくと。病院なのだけれども、それをなおさら長期的に、主に療養の必要な方を面倒見られるような施設に変えていこうという、この間の7期のときの介護保険法の改正でそういうふうになった。そういう事業である。

鈴木 好彦 私のイメージをちょっとお話するけれども、いわゆる病院だと急性期の人たちを相手にするから、そう長くいるような施設ではないと。介護を伴う療養型ということは、結局前提としては長くいてほしいと、そういう環境を作るための補助金だというふうに理解してよろしいか。

介護高齢課長 もともと山北徳洲会さんは、急性期もあったのだけれども、慢性期の病床もあった。急性期が60床あって、慢性期というのがまた60あって、その中でも医療系の病床群と介護系の病床群と2つ、30ずつあったのだ。介護型の療養型病床群については、そのまま介護保険制度の中で行ってきた事業であるけれども、医療型の病床群については、本当に医療のほうからのそういう長期的な人が入っていた施設なのだが、その60床とも介護医療院という施設のほうに転換しようということである。

歳出

第3款 民生費

(説 明)

介護高齢課長 それでは、歳出のほうであるが、9、10Pを御覧ください。3款民生費、1項2目社会福祉施設費、説明欄の1、ゆり花会館運営経費、工事請負費600万円の追加をお願いするものであるが、これは浴室と脱衣室のほうから漏水しているということを確認したために、給水管の改修工事を行うものである。次に、3款1項3目の老人福祉費であるが、説明欄の1、介護基盤整備事業経費の介護療養型医療施設等転換整備支援事業費補助金3,345万円であるが、歳入でもご説明したが、介護病院への転換整備を行う介護医療施設1事業所、山北徳洲会であるが、30床分の追加となる。以上だ。

第4款 衛生費

(説 明)

保健医療課長 それでは、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の財源更正であるが、歳入のほうで説明させていただいた一体的実施に係る既存予算でガソリン代が計上されていたが、その経費分を更正したものである。続いて、4款1項2目の予防費、説明1の

生活習慣病予防対策経費224万4,000円の追加については、同じく高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に係る経費として、会計年度任用職員1名を雇用のほか、必要な消耗品等の経費を計上している。なお、この一体的な事業については、これまで行っていた健康教育などの既存事業を拡充、強化して実施するものであるため、このため経費の多くが人件費であったり、既決予算を活用しながら行うものであるため、その他の必要とされる経費、その既存予算のほか必要とされる経費をこのたびの6月補正で計上したものであるため、財源更正のほうにちょっと三角と多くついているのはそのためである。説明は以上だ。

歳出

第3款 民生費、第4款 衛生費

(質疑)

- 上村 正朗 2番の上村だ。介護基盤整備事業経費で確認なのだけれども、山北徳洲会病院さんで医療型が30、それから介護型が30あって、その介護型の30についてちょっと直して転換ということだと思うのだけれども、医療型というのは、そのまま介護医療院のほうに行けるのだったか。
- 介護高齢課長 医療型も転換して、その医療型については医療関係なものだから、県から直接の補助ということになる。
- 上村 正朗 すみません、関連で申し訳ないのだけれども、何か肴町病院も2024年ぐらいまでに介護医療院転換という話が何か村上新聞だかいわふね新聞に出ていたような気がするのだけれども、そういう話は聞いていないか、2024年というか。
- 介護高齢課長 8期中に転換したいということはおっしゃっていただければ、最終的にいつになるかというような話は、8期中に決めたいというふうにお話いただいている。
- 鈴木 好彦 確認なのだが、財源更正されているものとか、特定財源が原資になっているものとかというのがあるけれども、これは諸収入を原資としているという理解でいいか。収入の部で、諸収入の中に衛生費受託事業収入、これが原資だよということで、そういう理解でいいか。
- 保健医療課長 そのとおりである。
- 鈴木 好彦 いい。

【賛否態度の発言】

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第105号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で当分科会に付託された案件の審査を終了し、当分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長(長谷川 孝君) 閉会を宣する。

(午前11時36分)